

【別紙】

厚生労働省が備蓄する個人防護具の配布申込について

1. 配布対象物資について

	配布対象の個人防護具	申込可能な単位
①	医療用サージカルマスク	50枚入り小箱10箱単位（＝500枚単位）
②	アイソレーションガウン（材質：不織布）	100枚単位
③	非滅菌手袋 （材質：ニトリル、PVC、ハイブリッド） （サイズ：S、M、L）※材質、サイズは選択可能	100枚入り小箱10箱単位（＝1,000枚単位） ※各材質、各サイズで同じ

（使用推奨期限）

いずれの物資も、使用推奨期限が令和8年度中に切れます。※最短で令和8年4月期限の物資あり

（注意）・備蓄品の配布のため、外装箱（梱包用段ボール箱）につぶれがある場合があります。

・メーカーや使用推奨期限の指定はできません。

2. 配布対象施設について

大阪府内に所在する次の施設

保険医療機関（病院、医科診療所、歯科診療所）、保険薬局、指定訪問看護事業所、助産所

3. 使用用途について

配布希望の施設自らが使用してください。転売や二次配布目的での申込は禁止です。万が一、転売が発覚した施設は、緊急配布を含めて、今後は原則として配布対象施設となりません。

【使用例】通常の診療、院内での訓練や研修、備蓄等

4. 申込方法について

（1）大阪府行政オンラインシステムにより申込を受付します。

（2）申込期間終了後、新規申込、申込後の数量等の変更・キャンセルは一切できません。また、納品時の受取拒否も一切できませんので、必ず自施設の保管場所をご確認のうえ、一度に受取可能な数量だけをお申込みください。

5. 希望数量が上限に達した場合の配布物資の調整について

（1）全国からの希望数量が多数に上る場合は、厚生労働省が抽選等を行いますので、申込された物資が、希望通り配布されない場合があります。

（2）抽選等の際は、大阪府と医療措置協定を締結した医療機関が優先されます。

【医療措置協定の新規申請をしている場合の取扱いについて】

○医療措置協定は、毎月15日を新規申請の締め日とし、翌月1日付けで協定締結しています。

○8月16日～9月19日の間に協定の新規申請をされた場合は、申込時点では未締結の状態ですが、申請内容に問題がなければ協定締結医療機関として厚生労働省へ回答しますので、未申請の病院、医科診療所、薬局、訪問看護事業所におかれましては新規申請をご検討ください。

（医療措置協定について）

https://www.pref.osaka.lg.jp/0100030/iryo/osakakansensho/iryo_soti.html



6. 配送について

- (1) 配送は、厚生労働省が委託する業者が行う予定です。配送日時の指定や配送前の事前連絡等の対応は一切できません。
- (2) 申込物資の配送に係る連絡は、物資の配送をもって代えさせていただきます。抽選の有無や当選の有無に関する個別連絡はできません。
- (3) 配送開始の目安は、令和7年12月頃から順次開始され、翌年3月頃を目途に配送が完了する予定です。例年、必ず数か月の配送遅延が生じています。納品時には期限が切れていることも想定されます。いかなる場合であっても配送された物資は、必ずお受取りください。

7. 梱包サイズの目安（一例）（厚生労働省事務連絡の添付資料より写真抜粋）

あくまでも一例であり、例に記載されていない個人防護具が届く可能性もあります。

医療用（サージカル）マスク

<写真>



幅 425mm、奥行き 525mm、高さ 430mm
入数：2,000 枚／箱
(※50 枚入りの小箱（幅 100mm、奥行き 200mm、高さ 80mm）が 40 箱入っている)

アイソレーションガウン（不織布製）

<写真>



幅 405mm、奥行き 625mm、高さ 345mm
入数：100 枚／箱

非滅菌手袋（PVC）※他の素材も同等

※S サイズ、M サイズ、L サイズ同様

<写真>



幅 250mm、奥行き 335mm、高さ 245mm

入数：1,000 枚／箱

(※100 枚入りの小箱（幅 120mm、奥行き 230mm、高さ 65mm）が 10 箱入っている)